

令和4年度目黒区食品衛生監視指導計画

目黒区健康推進部・保健所
生活衛生課

目次

1	目的	1
2	監視指導計画の実施期間	1
3	根拠法令	1
4	監視指導の実施体制及び関係機関との連携	1
	(1) 監視指導の実施体制	1
	(2) 他課との連携協力	1
	(3) 関係機関との連携協力	1
	(4) 試験検査の実施体制	2
	ア 試験検査の実施機関	
	イ 信頼性の確保	
5	食品衛生監視員の育成	2
6	監視指導事業の実施内容	2
	(1) 監視指導における基本的実施事項	2
	(2) 立入検査	2
	ア 年間実施計画	
	イ 実施内容	
	ウ 措置	
	エ 年間立入検査予定件数	
	(3) 収去検査	3
	ア 収去検査における実施内容	
	イ 実施予定項目数	
	ウ 検査結果に基づく措置	
7	重点監視指導事項	3
	(1) HACCPの取組支援	3
	ア HACCPの導入支援	
	イ HACCPの取組状況の確認	
	ウ HACCPの定着化の推進	
	(2) 食中毒防止対策	4
	ア 広域的な食中毒事案への対策	
	イ 飲食店等施設の重点的監視	
	ウ 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）を行う飲食店に対する監視指導	
	エ ノロウイルス対策	
	オ 食肉の生食等による食中毒対策	
	カ 腸管出血性大腸菌による食中毒対策	
	キ アニサキス食中毒対策	
	ク その他の食中毒対策	
	ケ 保菌者検索の実施	
	コ 食中毒等健康危機管理の着実な実施	
	(3) 適正な食品表示への対策	6

(4)	輸入食品対策	6
(5)	臨時営業者・臨時出店者対策	6
(6)	広域流通食品対策	7
(7)	違反・苦情食品の発生防止対策	7
8	食中毒・違反食品の発生時の対応	7
(1)	食中毒発生時の対応	7
(2)	違反・苦情食品への対応	7
(3)	不利益処分	7
(4)	不利益処分の実施状況の公表	7
(5)	緊急監視	8
(6)	食品等のリコール情報届出制度についての対応	8
(7)	指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応	8
9	食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進	8
(1)	食品衛生協会の自治指導員に対する支援	8
(2)	食品等事業者自らが実施する衛生管理についての情報提供	8
(3)	食品衛生講習会の実施	8
ア	食品衛生実務講習会	
イ	食品衛生講習会への講師派遣	
10	食品安全に係る関係者相互の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）	8
(1)	情報提供及び普及啓発	8
(2)	普及啓発・リスクコミュニケーション事業 年間実施予定	9
(3)	食品衛生に係る事業の実施結果の公表	9
ア	令和3年度目黒区食品衛生監視指導計画に基づく事業の実施結果	
イ	夏期及び歳末における監視指導の実施結果	
11	食品衛生法改正に係る対応	9
付記		
9		
別紙1	食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた衛生管理	
別紙2	監視指導年間予定表	
別紙3	過去3年間の食中毒発生状況（月別）（東京都・目黒区）	
別紙4	食品衛生実務講習会予定表	

資料 用語解説

令和4年度 目黒区食品衛生監視指導計画

(本文中 下線付き※番号 で示した用語については、資料の用語解説で内容を説明します。)

1 目的

この食品衛生監視指導計画^{※1}は目黒区が食品の製造、調理、販売等を行う食品関係事業者に対し、食品衛生法^{※2}及び関係法令に基づく監視指導を計画的、効果的かつ効率的に実施するために策定するものです。

この計画に基づく監視指導の実施により、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、区民の食生活の安全確保を図ります。

2 監視指導計画の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 根拠法令

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律^{※3}（平成2年法律第70号）

食品表示法^{※4}（平成25年法律第70号）

健康増進法^{※5}（平成14年法律第103号）

東京都ふぐの取扱い規制条例^{※6}（昭和61年東京都条例第51号）

食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号）

東京都食品安全条例^{※7}（平成16年東京都条例第67号）

地域保健法（昭和22年法律第101号）

関係政省府令・規則

4 監視指導の実施体制及び関係機関との連携

(1) 監視指導の実施体制

食品衛生に関する監視指導^{※8}は、目黒区保健所生活衛生課の食品衛生監視員^{※9}が実施します。

また、広域に流通する食品の効率的な監視指導を実施するため、大規模製造業や食品流通拠点、輸入食品や違反食品については、東京都と特別区との協定^{※10}に基づき、東京都と連携して対応します。

(2) 他課との連携協力

食中毒と感染症（腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ノロウイルス等）の両方が疑われる場合は、感染症を担当する感染症対策課と連携協力して患者や施設の調査を行い、原因究明と拡大防止に努めます。

食品に関する相談や苦情については、必要に応じ消費生活センターと連携して対応します。

(3) 関係機関との連携協力

食中毒の発生や広域流通食品の違反発生時には、厚生労働省、消費者庁、東京都及び他自治体と迅速に情報の共有を図るとともに、相互に連携協力して食中毒の原因究明及び再発防止、違反食品の速やかな排除を図ります。広域的な食中毒事案が発生した場合には、厚生労働大臣が設置する広

域連携協議会を通じて情報を共有し、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策を講じます。

また、食品表示のうち品質事項については、農林水産省及び東京都と連携して行います。

(4) 試験検査の実施体制

ア 試験検査の実施機関

食品衛生監視指導計画に係る収去検査^{※11}や苦情食品の試験検査について、細菌検査は碑文谷保健センターで実施し、理化学検査は登録検査機関に委託して実施します。

また、食中毒の原因究明に係る試験検査は、東京都と特別区との協定に基づき、東京都健康安全研究センターに委託して実施します。

イ 信頼性の確保

碑文谷保健センター試験検査係で実施される検査について内部点検、精度管理等を実施し、食品等の検査の信頼性を確保します。

なお、委託先の登録検査機関においても、食品衛生法により内部点検、精度管理等が義務付けられており、その実施状況を確認します。

5 食品衛生監視員の育成

食品衛生監視員の育成及び資質の向上を図るため、食品衛生に係る最新技術の情報や国際動向等をテーマとした研修を実施するとともに、厚生労働省、東京都及び特別区等が実施する研修会等への派遣を行います。

6 監視指導事業の実施内容

食品衛生法等に基づき、区内に流通する食品等及び食品関係事業者に対する監視指導を実施します。また、別紙1で示す食品群ごとにフードチェーン（食品供給行程）^{※12}の各段階における衛生管理を図るため、重点的、効果的な監視指導を実施します。

(1) 監視指導における基本的実施事項

監視指導は別紙2で示す年間予定表に基づき、5期に分けて立入検査及び収去検査を実施します。

(2) 立入検査

ア 年間実施計画

食中毒が発生した場合に重篤な健康被害が生じやすい施設（社会福祉施設・学校・児童福祉施設等）、大規模飲食店、製造・販売業及び食中毒の発生が多い業種を重点監視対象として立入検査を実施するとともに、年間予定表に基づく収去検査を実施し、法違反や食品の不衛生な取扱い等が発見された場合は、直ちに改善指導を実施するなど、事故等の未然防止を図ります。

また、年間を通じて夜間営業施設の一斉監視も行います。

イ 実施内容

食品衛生法等に基づく規格基準、施設基準及び食品表示基準等への適合を確認し、営業者が定めた公衆衛生上必要な措置の遵守を指導します。また、施設に応じて現場簡易検査^{※13}を実施します。

立入検査の際は、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスやカンピロバクターをはじめとする食中毒の予防対策について情報提供を行い、営業者自らが実施する衛生管理の向上を図ります。

ウ 措置

立入検査により、食品衛生法等に基づく規格基準、施設基準、食品表示基準等の違反、食品の取扱い不良を発見した場合は、改善指導を行うとともに、改善状況の確認を行います。

エ 年間立入検査予定件数

食品関係施設数 6, 562施設（令和3年12月末現在）

立入検査予定件数 6, 500件

※食品衛生法の改正に伴い営業許可業種の見直しが行われ、新たな営業許可・営業届出制度に移行しています。また、東京都独自の条例（食品製造業等取締条例）による許可・届出制度が廃止されたため、施設数の変動があります。

(3) 収去検査

ア 収去検査における実施内容

区内で調理、製造及び流通する食品の安全性を確保するため、過去の違反状況、危害の発生状況及び食品の特性に応じて、検査項目や収去対象食品を設定して効果的かつ効率的な収去検査を実施します。

収去検査における主な検査項目は、次のとおりです。

- ・細菌検査：細菌数、大腸菌群、大腸菌、腸管出血性大腸菌（O26、O111、O157等）、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、規格基準適合検査等
- ・理化学検査：保存料、着色料、甘味料等の食品添加物、規格基準適合検査等

イ 実施予定項目数

- ・細菌検査 1, 100項目
- ・理化学検査 700項目（約20%を輸入食品にあてます。）
- ・合計 1, 800項目

ウ 検査結果に基づく措置

収去検査の結果のうち、細菌検査の結果が不良であることが判明した場合は、製造者等に対して、原因調査を行った上、改善指導を行います。

また、食品添加物の使用基準等の法違反であることが判明した場合は、製造者等に対して、販売禁止命令等の適切な措置を行います。

7 重点監視指導事項

監視指導事業のうち、以下の内容について重点的に取り組みます。

(1) HACCP^{*14}の取組支援

食品の製造、加工から流通、販売に至るフードチェーン全体を通じた食品の安全性の向上や事業者が自ら考える安全性確保の取組みを推進するため、令和2年6月以降、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取組むことになりました。このため、施設への立入りの際には営業者が作成した衛生管理計画や手順書及び実施記録の内容を確認し、適切な指導を行います。

ア HACCPの導入支援

新たに営業を始める小規模な事業者等に対し、HACCP導入などの情報を積極的に周知し、食品等事業者団体が作成した業種別の手引書等を参考にHACCPに沿った衛生管理の導入を支援します。特に、一般飲食店に対しては「食品衛生管理ファイル」を活用することにより、衛生管理計画が円滑に実施できるようきめ細かい指導を行います。

イ HACCPの取組状況の確認

営業者が作成した衛生管理計画や記録の確認を通じて、自主的な衛生管理の取り組み状況を検証し、衛生管理計画の見直しなどの必要な指導、助言を行うことにより、HACCPに沿った衛生管理の取組みを支援します。

ウ HACCPの定着化の推進

営業者からの申込みがあった施設について、保健所がHACCPの取組状況を確認し、一定水準以上にあると評価できた施設を区のホームページ等で公表します。HACCP取組店であることを区民に周知するとともに、安全性確保の取り組みを向上させ、HACCPの定着化を推進します。

(2) 食中毒防止対策

令和3年の東京都内での食中毒の発生件数は80件（速報値）となり、前年の114件より減少しました。目黒区内の施設を原因とする食中毒の発生件数は4件（前年6件）、患者数9名（前年23名）でした。（別紙3）

東京都内の病因物質別の発生件数は、アニサキス食中毒が41件、カンピロバクター食中毒が19件、ノロウイルス食中毒が7件であり、昨年引き続き上位3位を占めています（速報値）。全国の発生状況においても同様の傾向が見られます。

* 食中毒発生状況 目黒区公式ホームページ トップページ>行政情報>統計・調査・報告>統計>目黒区食中毒発生状況
<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/tokei/tokei/shokuchudoku/index.html>

目黒区は、食品による健康危害を未然に防止するため、以下の事項を中心として食中毒対策を実施します。

ア 広域的な食中毒事案への対策

複数の都道府県にまたがるような大規模な食中毒事件の発生時には、効果的な原因調査や拡大防止等のため、厚生労働大臣が設置する広域連合協議会を活用し、関係機関と相互に連携を図りながら対応します。

イ 飲食店等施設の重点的監視

食中毒発生リスクが高い業種や食中毒発生時に大規模な患者発生につながる集団給食等の大量調理施設に対して、原材料受入れから下処理段階における衛生管理、食品の中心部までの十分な加熱、二次汚染防止、温度管理、従事者の衛生管理及びこれらの点検記録の徹底を重点的に監視指導します。

併せて、食中毒を発生させた施設の再発防止や食品の取扱い不良施設の改善を目的とした監視指導を強化します。

ウ 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）を行う飲食店に対する監視指導

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、一般的な飲食店が新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）等を始める事例が増える中、これらの食品等を原因とした苦情や食中毒事件が散発しています。テイクアウト等の食品は店内で提供する場合に比べて調理から喫食までの時間が長く、気温が高い夏期には特に食中毒のリスクが高まります。

これらを踏まえ、テイクアウト等を実施する、もしくは実施を検討している飲食店に対し、一般衛生管理の徹底や調理済食品の適切な温度管理等について指導を行い、食中毒発生の未然防止を図ります。

エ ノロウイルス対策

冬期を中心に多発するノロウイルスによる食中毒は、統計上1件当たりの患者数が多いため、重点的に監視指導します。

対象業種として、食中毒が発生した場合に大規模化しやすい仕出し弁当店、弁当調製施設等の大量調理施設や宴会施設、発症した場合に重症化するおそれのある高齢者や子ども等が利用する社会福祉施設等を中心に、発生状況に応じた監視指導を行います。

大規模食中毒対策として、施設等の衛生管理や衛生的な食品の取扱い、加熱が必要な食品の中心部までの十分な加熱等を指導します。また、調理従事者を介したノロウイルス食中毒が増加傾向

向であるため、その予防対策の徹底を図ります。

さらに、区の関係各課と協力し、集団給食施設でのノロウイルスによる食中毒の未然防止、二次汚染防止（手洗い、排泄物・吐物の処理方法）等の注意喚起を行います。

区民に対しては、ホームページ、区報及びリーフレットで普及啓発を行います。

オ 食肉の生食等による食中毒防止対策

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びサルモネラ、E型肝炎、寄生虫等による食中毒を防止するため、生や生に近い状態の食肉メニューの提供の可能性がある飲食店（焼肉店、居酒屋等）を中心に、監視指導を行います。

また、営業者を対象とした食品衛生講習会においても情報提供を行い、衛生知識の向上を図ります。

区民に対しては、ホームページ、区報等により、食中毒の発生状況や食肉を生食することのリスクについて普及啓発を行い、食中毒発生の未然防止を図ります。

（ア）鶏肉

「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成29年厚生労働省・消費者庁通知）に基づき、生又は加熱不十分な調理での提供の自粛を指導するほか、食肉からの二次汚染防止や調理方法、温度管理等について指導します。

（イ）牛肉、豚肉、馬肉

厚生労働省は、平成23年に牛肉について生食用食肉の規格基準^{*15}を設定しており、平成24年7月に牛肝臓、平成27年6月に豚肉（内臓肉を含む。）の加熱を義務とし、生食で販売、提供することを禁止しました。

生食用牛肉については保健所への報告並びに規格基準及び施設基準の遵守、また生食用馬肉及び馬肝臓については生食用食肉の衛生基準（平成10年厚生省通知）の遵守を指導し、特に牛肝臓及び豚の食肉を生食用として提供する施設があった場合には取扱いを中止させ、必要な措置を行います。

（ウ）野生鳥獣肉（ジビエ）

野生鳥獣肉は、腸管出血性大腸菌、E型肝炎ウイルス、寄生虫等様々な病原体を保有しているおそれがあることから、中心部まで十分に加熱することが重要です。

そのため、野生鳥獣肉については野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づき、十分に加熱してから提供するよう指導します。

カ 腸管出血性大腸菌による食中毒対策

近年、生食用野菜や浅漬け等加熱しないで喫食する食品を原因食品とする腸管出血性大腸菌食中毒が散発しています。そこで、これらの食品を取り扱う食品等事業者に対し、衛生的な取扱いや汚染防止対策、従業員の健康管理等を行うよう指導します。あわせて、講習会等で腸管出血性大腸菌対策についての普及啓発を図ります。

キ アニサキス食中毒対策

東京都内では、魚介類の生食が原因と推定されるアニサキス食中毒の発生が増加傾向にあります。そこで、寄生虫を原因とする食中毒対策について、最新の発生状況等を踏まえ、食品等事業者に対して食品衛生講習会等で指導を実施するとともに、区民に対してはホームページ等により情報提供します。

ク その他の食中毒対策

ふぐ取扱所認証施設においては、認証書の掲示、ふぐ調理師の有無、有毒部位の処理や専用器具の使用等について監視指導し、東京都及び特別区合同の全都一斉監視も行います。また、「ふぐ加工製品」を取り扱う飲食店等に対しては、表示の確認、仕入れに関する記録保管の遵守等に

ついて指導します。

合わせて、ヒラメ及び馬肉の生食が原因と推定される特定の寄生虫^{*16}による食中毒対策や有毒植物及び毒キノコ等の自然毒による食中毒対策についても、区民及び事業者への普及啓発を図ります。

ケ 保菌者検索の実施

食品取扱者を介する食中毒（腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ、赤痢）を未然に防止するために、調理製造従事者は、検便の実施により健康管理に留意する必要があります。そこで、碑文谷保健センターで健康管理検便事業^{*17}を実施します。

コ 食中毒等健康危機管理の着実な実施

医師からの届出、区民から寄せられる情報、食品等事業者からの情報等をもとに、食中毒が疑われる事例又は食品による深刻な健康影響が懸念される事例を探知した際には、保健所等の関係機関が適宜連携し、意図せぬ有害物質の混入も想定しながら、初動調査を行い、迅速な原因究明と被害拡大防止に努めます。発生調査の結果に応じ、法令等に基づく拡大防止措置を講じるとともに、再発防止の指導を行います。

なお、食品への意図的な異物混入のように事件性が強く疑われる場合は、警察などの関係機関と連携して的確に健康被害の拡大防止を図ります。

(3) 適正な食品表示への対策

平成27年4月に食品表示法が施行され、新たな食品表示の基準が制定されました。食品表示基準では、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保をするために必要な事項を定めており、令和2年4月1日以降に製造（業務用に販売されるものを含む。）された加工食品及び添加物は全て新たな基準に基づいた表示になりました。

食品表示法（衛生事項、保健事項）に基づき、食品製造・販売業者等を対象に相談及び監視指導を実施し、食品の適正表示の徹底を図ります。また、流通食品の表示検査も実施します。

表示違反の事例を探知した場合には、食品表示法に基づき改善指導等の適切な措置を行います。また、品質事項違反事例や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）^{*18}に関わる表示違反事例にあつては、関係機関に通報し、連携して適正表示の推進に努めます。

(4) 輸入食品対策

輸入食品^{*19}については、輸入時に検疫所が検査命令、モニタリング検査、その他の検査制度により安全確保に努めていますが、輸入届出件数が増加し、その内容も多様化していることから検査体制の強化が求められています。区では、輸入食品の安全性を確保するため、検疫所で発見された違反事例や輸出国における農薬、食品添加物の使用状況の情報収集に努め、国、東京都及び他の自治体と連携して違反食品の流通の防止、輸入食品の検査、輸入業者への指導等を実施します。

また、遺伝子組換え作物の可能性のある輸入農産物を原材料として使用する食品製造業者に対して、遺伝子組換え食品に係る表示の不備がないように監視指導を実施します。

(5) 臨時営業者・臨時出店者対策

臨時営業者^{*20}は、縁日、祭礼等の行事において簡易な施設を設けて食品を調理販売するため、十分な加熱等の食品の取扱いを重点的に監視指導します。公道や私有地を使用することがあるため、警察や地域住民等と連携して実施します。

また、区民まつり、住区や地域における行事、桜開花期間に食品を取扱う臨時出店者^{*21}に対して関係機関、主催者等から事前相談を受け付け、行事開催届及び臨時出店届の提出を求め、衛生的

な食品の取扱いを指導し、食中毒予防や異物混入防止のための衛生知識の普及啓発を図ります。

(6) 広域流通食品対策

有害な食品の流通を防止するため、製造業における原材料、製造工程及び製品の監視指導並びに東京都（健康安全研究センター広域監視部）と連携し、流通過程における問屋業及び販売業の流通拠点の監視指導を実施します。

(7) 違反・苦情食品の発生防止対策

不正に添加物を使用した違反食品や異物混入の発生を未然に防止するため、製造、加工から販売まで監視指導を実施します。

8 食中毒・違反食品の発生時の対応

食中毒の発生を探知した場合や違反食品を発見した場合においては、以下のような対応を取り、被害の拡大防止の対策や原因究明の調査を実施し、再発防止を図ります。

(1) 食中毒発生時の対応

関係機関との連携協力を図り、複数の自治体にまたがる場合においても、迅速に患者の被害状況調査、原因と疑われる施設の食品、施設、従業員の調査及び医師への聞き取り調査を行い、被害の拡大を防止し、食中毒発生の原因、感染経路の究明、再発防止を図ります。

食中毒を発生させた施設に対しては、再発防止を目的として監視指導を強化します。

また、食中毒と感染症両方が疑われる場合は、感染症を担当する感染症対策課と連携し、調査を速やかに実施します。

(2) 違反・苦情食品への対応

不正に添加物使用した違反食品が確認された場合は、当該食品が販売や使用されないよう、関係機関と連携し、危害除去の措置を実施します。

食品に対する異物混入等の苦情が発生した場合は、当該事業者に対して原因究明の調査と再発防止の指導を実施します。

違反食品や苦情を発生させた当該事業者に対しては、再発防止を目的として監視指導を強化します。

(3) 不利益処分

食中毒の発生や違反食品の発見など、緊急な安全確保が必要とされる営業者に対し、「営業の禁
止命令」、「施設改善命令」、「回収命令」、「販売禁止命令」等の不利益処分を行います。

食品表示基準違反については、改善のための指示や、命令、業務停止等の不利益処分を行います。

また、悪質な事例については、罰則の適用を視野に警察と連携して対応します。

(4) 不利益処分の実施状況の公表^{※22}

法違反に対する不利益処分及び文書による行政指導を実施したときは、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法違反者の名称、施設名等をホームページ、保健所掲示板で期間を定めて公表します。

(5) 緊急監視^{※23}

緊急に対応する必要がある有害食品を発見した場合は、東京都と連携協力し、原因調査と関連施

設の監視を実施します。

また、区内において有害食品を発見した場合も、東京都と連携のうえ、迅速に危害の拡大防止を図ります。

(6) 食品等のリコール情報届出制度^{※24}についての対応

令和3年6月から、事業者がリコールを行う場合、食品衛生法及び食品表示法に基づく行政への届出が義務化されました。区内の事業者が食品の自主回収を行う場合の相談や報告の受理に際して、迅速・的確な自主回収の履行、原因究明や再発防止について指導を行います。

(7) 指定成分等^{※25}を含む食品等による健康被害発生時の対応

食品衛生法に基づき、指定成分等を含む食品等を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合は、必要に応じて医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者と連携し、厚生労働省への報告を行います。

いわゆる健康食品（指定成分等を含む食品等を除く。）による健康被害発生時においても、関係通知に基づき、原因究明を迅速に行い、厚生労働省に対し調査結果を報告するとともに、必要に応じて公表を行います。

9 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

(1) 食品衛生協会の自治指導員^{※26}に対する支援

食品衛生協会の自治指導員に対して、指導員研修会の支援を行います。また、食品衛生協会主催の自治指導員に対する衛生講習会に講師を派遣し、食品事業者自らが実施する衛生管理に関する情報を提供し、資質の向上を図ります。

(2) 食品等事業者自らが実施する衛生管理についての情報提供

食品の自主検査についての登録検査機関の紹介や、HACCPに沿った衛生管理に関する情報を提供します。なお、東京都の要綱に基づく東京都食品衛生自主管理認証制度^{※27}は、HACCPの義務化により新たな認証は終了しています。

(3) 食品衛生講習会の実施

ア 食品衛生実務講習会^{※28}

業種別講習会、許可更新対象者講習会及び食品衛生責任者講習会を通じて、営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう支援します。また、最新の食品衛生の情報、食品等の適正表示の実施、食品に係る基準違反及び苦情等の事例を提供します。講習会の開催時期は、別紙4のとおりです。

イ 食品衛生講習会への講師派遣

食品等事業者からの依頼による講習会への講師派遣を随時実施します。

10 食品安全に係る関係者相互の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション^{※29})

(1) 情報提供及び普及啓発

食中毒多発期の注意喚起や報道で取り上げられた食の安全に関する情報をホームページ、区報に掲載します。あわせて、内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と連携して食品の安全に関する情報を提供します。

また、区民・事業者・行政間の意見交換等を行えるよう食品保健講座、食の安全と安心を考えるシンポジウムのほか、消費者対象の講習会、相談窓口の開設を行い、リスクコミュニケーションの

充実を図ります。

(2) 普及啓発・リスクコミュニケーション事業 年間実施予定

- ・ 食品保健講座
- ・ 食の安全と安心を考えるシンポジウム
- ・ 食品衛生パネル展示・相談窓口
- ・ 食品衛生講習会への講師派遣

(3) 食品衛生に係る事業の実施結果の公表

ア 令和3年度目黒区食品衛生監視指導計画に基づく事業の実施結果

令和3年度中に目黒区が実施した施設の立入検査や食品の収去検査の実施結果の概要を令和4年6月30日までに区政情報コーナー、保健所窓口及び目黒区ホームページで公表します。

イ 夏期及び歳末における監視指導の実施結果

夏期及び歳末において重点的に実施する立入検査及び収去検査の結果を取りまとめ、区政情報コーナー、保健所窓口及び目黒区ホームページで公表します。

11 食品衛生法改正に係る対応

平成30年の食品衛生法の改正において大きく7つの制度が改変され、令和3年6月1日までに段階的に施行されました。これにより、「HACCPに沿った衛生管理の制度化」や「営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設」などの改正内容を着実に実施し、食のさらなる安全性の確保に努めていきます。

また、これまでは保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出について、食品衛生申請等システム（厚生労働省運用のオンライン申請システム）を利用した申請・届出ができるようになりました。オンラインシステムの活用が営業者の利便性の向上につながるよう、申請システムの利用を積極的に進めていきます。

付記

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、本計画中の事業について延期や中止などの変更もあります。

以 上

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区総合庁舎本館3階

目黒区健康推進部・保健所 生活衛生課

食品衛生係 03-5722-9506

食品衛生指導係 目黒地区 03-5722-9507

碑文谷地区 03-5722-9509

ファクシミリ 03-5722-9508

食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた衛生管理

対象食品群	生産及び食鳥処理	製造及び加工	貯蔵・運搬・調理及び販売
食品一般		<ul style="list-style-type: none"> ・使用添加物（製剤を含む）の確認の徹底 ・異物の混入防止対策の徹底 ・温度管理の徹底 ・アレルギーを含む食品に関する表示の徹底 ・記録の作成及び保存の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用添加物（製剤を含む）の確認の徹底 ・異物の混入防止対策の徹底 ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱いなど）の徹底 ・アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底 ・記録の作成及び保存の推進
食肉・食鳥肉及び食肉製品	<ul style="list-style-type: none"> ・認定小規模食鳥処理施設における処理可能羽数の上限の遵守の徹底 ・食肉処理施設における解体前の野生鳥獣及び解体後の野生鳥獣肉等の異常の有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底 ・原材料受け入れ時の安全性の確保の徹底 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・加熱調理の徹底 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底
乳及び乳製品		<ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底 ・原材料受け入れ時の安全性の確保の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底
食鳥卵		<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な正常卵の受け入れの徹底 ・洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 ・汚卵・軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・低温保管等温度管理の徹底 ・破卵等の検卵の徹底
水産食品（魚介類及び水産加工品）		<ul style="list-style-type: none"> ・ふぐの衛生的な処理の徹底 ・生食用魚介類等の衛生的な取扱いの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・加熱調理の徹底
野菜・果実・穀類・豆類・種実類・茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びきのこ類を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用の野菜、果実等について、肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底 ・有毒植物等の採集禁止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 ・原材料受け入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進

別紙2

監視指導年間予定表

各事業における主な実施内容は以下のとおりです。

- 施設に関する監視指導
- 食品、添加物等の取扱いに関する監視指導
- 食品等の収去検査
- 現場簡易検査（現場における手指・器具等の細菌検査等）
- 表示検査（期限表示・添加物・アレルギー・遺伝子組換え食品等）

期	実施事業	主な収去品目
	一 斉 事 業	
春 期 (4・5月)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設 ・保育所給食施設 ・飲食店（仕出し屋・弁当屋・そうざい） ・そうざい製造業 ・食肉販売業・食肉処理業 ・臨時営業者等 ・夜間営業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理パン ・弁当類 ・サラダ ・そうざい
夏期対策 (6・7・8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期に食中毒の原因となりやすい食品等の製造、販売業及び飲食店 【対象業種】 　* 飲食店（すし屋・すし仕出し屋・大規模施設・旅館ホテル等） 　* 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）を行う飲食店 　* 菓子製造業 　* 生食用食肉・焼肉・焼鳥提供施設（飲食店・食肉販売業） 　* 食肉処理業 　* 魚介類・食肉・食料品等の販売業 　* 豆腐製造業 　* 液卵製造業 　* 乳類販売業 　* 弁当類の行商 ・夜間営業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・すし種 ・さしみ ・豆腐 ・地域流通食品 ・輸入食品 ・洋生菓子 ・和生菓子 ・液卵 ・牛乳・加工乳
秋 期 (9・10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・許可・届出集団給食施設（病院・事業所等） ・社会福祉施設等給食施設 ・飲食店営業（仕出し） ・飲食店営業（中華） ・食肉製品製造業 ・清涼飲料水製造業 ・夜間営業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉製品 ・清涼飲料水
歳末一斉 (11・12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末食品の製造業及び販売業 【対象業種】 　* 飲食店（そうざい・大規模施設・宴会場・旅館ホテル等） 　* そうざい製造業 　* 菓子製造業 　* 水産製品製造業（旧法業種：魚肉ねり製品製造業） 　* 魚介類販売業、食料品等の販売業 　* ふく取扱関係営業 　* 生食用食肉・焼肉・焼鳥提供施設（飲食店・食肉販売業） 　* 生食用かき取扱関係営業 ・夜間営業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうざい ・洋生菓子 ・焼菓子、羊かん ・佃煮、漬物等 ・魚介類加工品 ・輸入食品 ・地域流通食品 ・生食用かき
冬 期 (1・2・3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模製造業 ・めん類製造業 ・臨時営業者等 ・夜間営業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・めん類・皮類

本予定表は基本計画であり、必要に応じて事業の変更・追加・中止をすることがあります。

別紙3

過去3年間の食中毒発生状況（月別）（東京都・目黒区）

		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
2021年 (令和3年 速報値)	東京都	件数	4	7	16	4	2	5	5	5	6	12	9	5	80
		患者数	5	154	41	9	7	116	13	40	25	28	26	26	489
	目黒区	件数			1						1	2			4
		患者数			1						1	7			9
2020年 (令和2年 確定値)	東京都	件数	11	19	11	3	5	6	10	7	8	14	14	6	114
		患者数	66	250	64	5	75	9	28	2,558	16	143	130	15	3,359
	目黒区	件数		1			1			1	1	2			6
		患者数		15			1			1	3	3			23
2019年 (確定値)	東京都	件数	9	11	16	10	7	11	10	7	7	11	9	11	119
		患者数	81	34	154	90	20	35	25	113	113	61	52	87	865
	目黒区	件数	1							2				1	4
		患者数	1							4				5	10

最近10年間の月別発生状況(東京都) (2020年までの平均値) (確定値)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
件数	12.3	10.7	11.4	9.9	9.2	12.0	10.2	10.2	12.4	10.5	8.7	12.5	130.0
患者数	271	237	136	179	86	111	56	364	96	90	94	218	1,937

(四捨五入の関係で累計と1月～12月までの合計は一致しないことがあります。)

別紙4

食品衛生実務講習会予定表

実施時期	対象業種等
春期 (4～5月)	○食肉販売業・食肉処理業 ○飲食店(生食用食肉・焼肉・焼鳥提供施設)
夏期 (6～8月)	○飲食店(仕出し店・弁当店・調理パン店・そうざい店) ○そうざい製造業 ○菓子製造業 ○魚介類販売業 ○飲食店(すし店・すし仕出し店・大規模施設・ファミリーレストラン・鮮魚介類提供施設)
秋期 (9～10月)	○飲食店(中華・そば) ○保育所給食施設等 ○学校給食施設 ○集団給食施設(事業所・病院) ○社会福祉施設等

* 許可更新時講習会：毎月開催する予定です。

* 日程及び会場が決定しましたら、目黒区公式ホームページ等でお知らせいたします。

番号	用語	解説
※1	食品衛生監視指導計画	特別区や都道府県等の保健所を設置する自治体は、食品衛生法第24条第1項に基づき、年度毎に食品衛生監視指導計画を定めることとなっています。また、計画を定めるときには、食品衛生法第70条の規定により、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広住民の意見を求めることになっています。
※2	食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とした法律で、食品、添加物等の規格基準、営業施設の基準、食中毒調査等について定めています。
※3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業について、衛生上の見地から、食鳥処理場の構造設備の基準、衛生管理の基準、食鳥処理衛生管理者の設置等を定めています。また、食鳥処理場において食鳥をとさつする際に、都道府県知事が行う検査を受けることを義務付けています。一定以下の処理羽数の処理場については検査が免除され、食鳥処理業者が確認規定により、とたいの状況を確認することになっています。
※4	食品表示法	食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化等に関する法律）及び健康増進法の食品の表示に係る規定を一元化した食品表示法が平成27年4月に施行され、食品表示基準が制定されました。食品表示基準は食品関連事業者に適用されるものと食品関連事業者以外の者に適用されるものがあります。食品の分類としては加工食品、生鮮食品、添加物に区分されており、食品関連事業者が販売する加工食品と生鮮食品についてはさらに一般用と業務用に分かれています。食品表示基準違反については、改善のための指示や、命令、業務停止等の不利益処分を行います。これらの場合、指示等の内容を公表することが食品表示法で定められています。食品表示は品質事項(原料原産地等)、衛生事項(アレルギー表示、賞味期限等)、保健事項(栄養成分表示等)に分かれており、品質事項については特別区に権限がないため、東京都及び農林水産省と連携して取り組んでいます。
※5	健康増進法	国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。基本方針等、国民健康・栄養調査、保健指導、特定給食施設、受動喫煙防止、特別用途表示等について定めています。
※6	東京都ふぐの取扱い規制条例	ふぐには、ふぐ毒が含まれていることがあり、その食中毒により死者が発生する場合があります。そこで、東京都条例により、ふぐ調理師、ふぐ取扱所、ふぐ加工製品の販売等について必要な規制を行い、ふぐ毒に起因する食中毒の未然防止の体制を整えています。平成24年から、ふぐ調理師以外の方が取扱うことができなかったふぐ加工製品について、一定の条件を満たせばふぐ調理師以外の人でも取扱えるようになりました。 食品衛生法の改正や国がふぐ処理者の認定基準を策定したことを背景に、東京都におけるふぐの規制の見直しが必要になったことから、東京都では条例の改正を進めています。主な改正内容として、ふぐ調理師免許制度の見直し、ふぐ加工製品取扱届出制度の廃止等が検討されています。

※7	東京都食品安全条例	食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的に平成16年3月31日に公布された東京都条例です。「事業者責任を基礎とする安全確保」、「科学的知見に基づく安全確保」及び「関係者の相互理解と協力に基づく安全確保」を基本理念に東京都と食品等事業者の責務と都民の役割を定めています。
※8	監視指導	食品衛生法第30条の規定による監視指導では、食品等事業者が食品衛生法等の各基準に適合しているかの監視を行い、また食中毒予防等について助言指導を行います。監視指導は原則として食品関係施設への事前予告なしに実施しています。
※9	食品衛生監視員	食品衛生法第30条の規定により区長が任命する職員であり、法第28条の規定により、報告の要求、臨検検査、収去の権限を与えられています。
※10	東京都と特別区との協定	「保健衛生事務事業に係る都区協定」により、東京都と特別区の役割分担を具体的に定めています。例えば、食中毒調査では、東京都は関係機関との連絡調整や東京都健康安全研究センターにおける検査業務等を、特別区は区内に存在する関係施設や患者等関係者の調査等を担当しています。
※11	収去検査	「しゅうきょけんさ」と読みます。食品衛生法第28条の規定に基づき、食品衛生監視員が試験検査に必要な量の食品や添加物等を、製造、販売施設から採取し、無償で持ち帰る業務です。この場合、収去の内容を明確にするため、食品衛生監視員から、「収去証」を交付します。細菌検査の結果は、夏期・歳末の都区一斉収去検査成績に基づく措置基準等により判定しています。化学検査の結果は、食品衛生法に基づく添加物使用基準、成分規格等又は食品表示法に基づく食品表示基準により判定しています。
※12	フードチェーン(食品供給行程)	食品が収穫、漁獲等により採取される段階から、流通、加工、調理等を経て消費者の口に入るまでの過程をフードチェーンといいます。食品衛生行政では、これらの各過程で必要な衛生管理を分担して実施し、その結果、全体として食品の安全性確保を図れることを目標に施策を講じています。
※13	現場簡易検査	一斉検査の際、機器により汚染状況を現場で測定・判定し、衛生状態の確認を行います。検査対象は手指や使用器具等であり、検査結果は衛生講習会や監視指導で活用し、食品関係営業施設の衛生管理の向上につなげます。
※14	HACCP (通称、ハサップと呼ばれています)	Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点)の略です。1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法です。勘や経験に頼ることの多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、食品の製造工程ごとに危害を分析し、その危害の発生を防止・排除したり、許容できるレベルまで低減することができる工程を重要管理点として特定し、その工程を重点的に管理することによって工程全般を通じて製品の安全確保を図る科学的な管理方法です。HACCPに沿った衛生管理は、事業者の規模や業種等に応じ、「HACCPに基づく衛生管理」又は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」としています。より一層の自主管理の推進や商品競争力の強化につながるため、国際基準であるHACCPの普及促進が強く求められています。

※15	生食用食肉の規格基準	食品衛生法に基づく規格基準として、「牛肉」を生食用として加工する際の加工基準、調理基準、成分規格、保存基準、表示基準が設定され、平成23年10月1日から施行されました。(対象となる食品～牛サシ、牛タタキ、ユッケ、タルタルステーキなど)
※16	特定の寄生虫	ヒラメについては、クドア属粘液胞子虫の一種であるクドア・セプテンpunkタータ、馬肉については住肉胞子虫の一種であるサルコシスティス・フェアリーという寄生虫の関与が強く示唆されています。
※17	健康管理検便事業	碑文谷保健センターでは、学校・保育園等の集団給食調理従事者等を対象にO157・サルモネラ等の検便検査を実施しています。検査の結果、無症状病原体保有者が発見された場合には、食品衛生監視員により指導を行い、食中毒等の未然防止に努めています。
※18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)	医薬品等についての品質・有効性・安全性の確保のために必要な規制を行なっています。医薬品医療機器等法により、医薬品ではない食品に効能効果や用法用量をうたうこと等が禁止されています。所管は、厚生労働省及び都道府県となります。
※19	輸入食品	農林水産省の統計(食料需給表)によると、日本では供給熱量に換算して約60%を輸入食品に依存しています。厚生労働省では輸入食品監視指導計画を定め、検疫所が輸入時検査を実施しています。目黒区は、輸入時検査を経て国内流通している輸入食品について、東京都と連携して監視や検査を実施しています。
※20	臨時営業者	「目黒区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づき、食品衛生法に基づく許可を取得して、簡易な施設を設けて、たこ焼き、お好み焼き、ベビーカステラ等の食品をその場で加熱調理して販売する営業です。都内一円で営業できる許可を得ることができますが、出店は縁日・祭礼等の行事に限って認められています。
※21	臨時出店者	「目黒区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づき、行事開催届及び臨時出店届の提出を受けて、設備や食品の衛生的な取扱い等の必要な指導を行っています。住民祭・産業祭等の目黒区や東京都・国・住民団体が関与する公共的行事に出店し、食品を提供することができます。
※22	不利益処分の実施状況の公表	食品衛生法第69条により「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と定められています。目黒区では、区のホームページ及び保健所の掲示板により不利益処分等の実施状況について期間を定めて公表しています。
※23	緊急監視	緊急監視は、有害食品等を発見した場合に、その食品の流通に広域性があり、かつ緊急に排除する必要がある場合に東京都が主体となって関係する特別区と協力して製造所の調査や流通先の返品確認等を行います。

※24	食品等のリコール 情報届出制度	平成30年に食品衛生法及び食品表示法が改正され、令和3年6月1日から食品等に関わる事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務化されました。リコール情報の消費者への一元的かつ速やかな提供により、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法、食品表示法違反の防止を図ります。
※25	指定成分等	食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）を含有する食品が、「指定成分等含有食品」と定められました。 これまでは、食品衛生法で健康食品による被害情報の収集が制度化されておらず、製造管理が適切でなく含有量が均一でなかったり、摂取目安量が科学的根拠に基づいていないこと等から、特定の成分又は物を含む健康食品の摂取との関係が疑われる健康被害が報告される事例がありましたが、法的措置を講じる十分な情報を収集することが困難でした。 改正食品衛生法により、適正な製造・品質管理や事業者からの被害情報届出を義務化する等、必要な措置を講じることができるようになりました。
※26	自治指導員	食品等事業者が自主的な衛生管理を行うため、一般社団法人東京都食品衛生協会会長が食品等事業者の会員の中から任命しているもので、同業者の巡回指導や食品衛生に関する情報の普及啓発を実施しています。
※27	東京都食品衛生自主管理認証制度	東京都の要綱に基づいた制度です。「基本的な衛生管理を確実に行うことを認証する」ことにより、衛生水準の向上を目指します。認証の審査及び認証書の交付は、都が指定した指定審査事業者（第三者機関）が行います。飲食店や食品製造業は、自ら作成した衛生管理マニュアルを指定審査事業者に申請し、認証書の交付を受けます。HACCP制度化に伴い、新規の認証は令和3年5月31日をもって終了していますが、現在認証を取得している施設は、認証の有効期間中、「食品衛生マイスター」である認証マークを店頭や商品等に掲示し、消費者へアピールすることができます。
※28	食品衛生実務講習会	食品等事業者の自主的衛生管理を支援するため、保健所等が開催し、食中毒防止対策や食品衛生に関する最新情報を提供する機会として講習会を実施しています。講習会の種類にはA（2時間）とB（1時間）があります。飲食店（仕出し店、弁当店、すし店）、大量調理施設や集団給食施設の食品衛生責任者等は年度内に1回以上、その他の施設の食品衛生責任者等は前回の受講日から3年に満たない期限内に1回以上を受講するように、区の要領で定めています。
※29	リスクコミュニケーション	消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間でリスクに関する情報や意見をお互いに交換し、正しい情報を共有しようというものです。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント等）が双方向性のあるものですが、ホームページ等を通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組みに含まれています。